



チームⅠ

中川 忠則
議員

▼まんが妖怪ウォッチ原作者 小西紀行氏制作の、島原市 のゆるキャラ「しまばらん」 の活用について

Q どのような人が活用できるのか。また、手続きはどうするのか。

A 市内市外を問わず活用してもらいたい。「しまばらん」窓口を設け、申請書を提出してもらい、早ければ数日で使用承認通知書を発行したい。

Q 島原の経済界が潤うように、市役所としてどのような方法で営業をしていくように考えているのか。

A している仕事には必ず思いがあること、スピードが最大の価値観であること、わからないことは専門家に聞き多くの引き出しを持つことを常に市職員に言っている。

▼愛知県幸田町との今後の 交流の取り組みと交流の 目的について

Q 今後の交流の時期はいつ頃か。技術の協力は依頼できないのか。

A 議会と相談しながら姉妹都市に焦

点を置いて時期を相談していきたい。また幸田町から、企業立地監に来島していただき情報交換や助言をいただく予定である。

▼薬膳食の取り組み連携に ついて

Q アレルギーやアトピー症対策として学校給食に取り入れてはどうか。

A 地産地消に努めており、旬の食材のよさを知らせていきたい。

▼高齢者の運転実習及び小 ・中・高校生の自動車の 乗り方実習体験について

Q 高齢者の路上での実習はできないか。また、高校生の自動車免許取得は、十八歳になった時点から取得できないのか。

A 公道での高齢者の実技講習は、関係機関と連携して検討したい。高校生の免許取得は、各高等学校の判断による。

▼高齢者健康対策の市民体 操について

Q 日本体育大学に創作を依頼しているようだがどのような内容なのか。

A 市民誰もが気軽にできる体操の創作に取り組まれている。

委員会活動

12月9日の本会議で付託された議案について、総務委員会（12月10日）、産業建設委員会（12月11日）、教育厚生委員会（12月14日）及び予算審査特別委員会（12月16日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

総務委員会

付託された議案三件を審査しました。

○第五十六号議案 島原市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕今回の改正はマイナンバーに関する内容もあるようだが、マイナンバー制度の導入により、税務課の業務にどのような影響があるのか。

〔答弁〕統一されたマイナンバーがあれば、複数の収入がある方の所得の把握や同姓同名の方の課税ミスも減ってくるのではないかと考えている。

〔質疑〕現在、市県民税のように公的年金から特別徴収されているものがあるのか。ある場合、今回の税の変更と同じように、ほかの制度でも平準化するような内容になっているのか。

〔答弁〕所得税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税、市県民税を年金から特別徴収している。所得税は以前から引かれており、介護保険は制度が始まった

当初から引かれている。今回の改正は年度内、年度間を平準化し、税額があまり変わらないようにする改正だが、ほかの介護保険料や、国民健康保険税については、すでに平準化されており、市県民税だけがなっていないため、今回、改正をするものである。

このほか、滞納処分を取り扱い、株式所得等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第五十七号議案 島原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕国民健康保険事業の財政は厳しいと言われているが、今後の見通しはどうか。

〔答弁〕平成二十六年度の国保特別会計の歳出決算額を平成二十五年度と比較すると、約一億六千四百万円の減となった。今年度の医療費も昨年度並みに推移をしており、このまま推移してくれることを願っている。しかし、単年度収支は依然としてマイナスとなっているので、今後も引き続き厳しい財政

運営が強いられるものと考えている。

このほか、低所得者に係る減額制度の見直し、一般会計からの繰り入れ等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第六十号議案 島原地域広域市町村圏組合規約の変更について

島原地域広域市町村圏組合の執行機関の選任の方法を変更することについて、規約の変更が必要となるため、地方自治法第二百九十条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕管理者及び副管理者の任期を関係市の長としての任期に合わせるための規約の変更だが、メリットとデメリットはどうか。

〔答弁〕現行の任期二年は、平成二十五年六月に改正した。その理由として、半島内の合併が進み、それぞれ責任を持って広域圏の業務にあたらうということであり、それがメリットだと考えている。また、デメリットとして、管理者の辞職等があった場合は広域圏の業務が停滞するため、関係市の長の任期と広域圏の管理者の任期がリンク

していないと空白期間が生じるというデメリットがあり、今回の改正に至った
採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

産業建設委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第六十一号議案 公の施設の指定管理者の指定について（島原城）

島原城の管理を行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を経て、一般財団法人島原城振興協会を指定管理者として指定しようとするもの。

〔質疑〕島原城に売店があるが、今回の指定管理は売店を除く部分である。売店も含めて指定管理の募集はできなかったのか。

〔答弁〕今回の指定管理は、公の施設として指定管理の公募をしている。売店は、島原城振興協会の所有であり、島原城振興協会の理事会や評議員会等で議論をしていたが、その結果、島原市に寄贈するということになれば、売店を含めて指定管理の募集ができるが、現状は島原城振興協会の所有であるため

指定管理に含めることはできない。
〔質疑〕観光組織の一元化等の話があり、今後の観光行政を行う上で、指定管理の期間が五年間でもいいのかという議論が議会内でもあるが、協定書等に条件をつけるつもりはあるのか。

〔答弁〕島原城の指定管理を募集する際に、指定期間を原則五年間として募集しており、その年数は尊重すべきだと思っている。しかし、今後、島原城振興協会を含めた観光組織の一元化に向けた検討を進めることにしており、市と指定管理者が締結する基本協定書に、観光組織の一元化に向けた検討の進捗状況によっては、議会の議決により、指定期間が変更される場合や指定期間が満了する前に指定の取り消しが行われることがあることを明記したい。

このほか、島原城振興協会の資産、島原城内の売店の登記等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第六十二号議案 公の施設の指定管理者の指定について（ゆとろぎの湯）

島原温泉ゆとろぎの湯の管理を行わせるため、地方自治法第二百四十四条

の二第六項の規定により、議会の議決を経て、島原市中堀町商店街協同組合を指定管理者として指定しようとするもの。

【質疑】ゆとろぎの湯は当初から観光事業を踏まえての建設だったが、観光事業に対してどのような案が出ているのか。

【答弁】提出された事業計画では、島原産、あるいは国内産の商品を施設や商店街で販売し、商店街を含めた鯉の泳ぐまち周辺での外国人向けのスタンプラリーで周遊を促進させるような事業計画が出されている。

【質疑】今回選定された中堀町商店街協同組合以外の団体で、どのような事業の提案があったのか。

【答弁】地元の利用客をふやすための映画の上映会やカラオケ大会の開催、またバスツアーを企画して市外からの利用者をふやすような提案もあったので、中堀町商店街協同組合と提案した団体で協議をしていたら、有効なものについては取り込んでもらいたい。

このほか、指定管理料の決定方法、歩行湯の利活用案等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

教育厚生委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第五十八号議案 島原市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例

養護老人ホーム島原市立ありあけ荘を廃止し、事業の運営を社会福祉法人に移譲するため、この条例を制定しようとするもの。

【質疑】平成二十八年度からの民間移譲に向けて、今後どのような手続きを進めていくのか。

【答弁】廃止条例の議決後、移譲先法人と具体的な協定を締結することになる。これに合わせて施設廃止の届出や、移譲先法人が平成二十八年度から養護老人ホームを運営するための認可申請の書類などを県にそれぞれ提出することになり、二十七年年度中の移譲を進めていきたい。また、移譲後五年以内に移譲先法人が準備した市内のほかの場所に施設を建てかえて移転することを募集要項で定めているが、今回の移譲先法人においては、移譲後三年をめどに新たな施設に移転したいという計画が提出されている。

このほか、ありあけ荘の職員の今

後、民間移譲することによる削減効果等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



▲ありあけ荘の現地視察

○第五十九号議案 財産の無償貸付について

養護老人ホーム島原市立ありあけ荘の土地及び建物が無償で貸し付けるため、地方自治法第九十六条第一項第六号の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

【質疑】貸付の相手方であり、移譲先法人である雲仙市の社会福祉法人幸和会について、移譲先法人の選定経過はどのようになっているのか。

か。

【答弁】移譲先候補者として七件の応募があり、移譲先候補選定委員会において審査を行った。幸和会については、高齢者福祉事業において十分な実績がある点、法人の財務状況が良好で運営に支障がない点、施設建設に必要な資金調達計画が確実であり、新施設での収支計画も問題がない点、運営方針や理念と入所者に対する処遇が一致している点が優れていること、また、移譲後の事業の継続性についても十分耐えうると評価する、という報告書が選定委員会から提出され、その報告書をもとに市の企画委員会で審議を行い、幸和会を移譲先優先候補者として決定した。

【質疑】これまでは島原市立ありあけ荘という名称で、主に島原市の高齢者を対象とする養護老人ホームのイメージがあった。今回の民間移譲によって市の運営ではなくなるが、措置を必要とする市内の高齢者が入所しにくくなるような状況にはならないのか。

【答弁】養護老人ホームは運営者が自由に入所を決めるような施設ではなく、施設が所在する自治体が、市、保健所長、外部の方などで構

成する入所判定委員会で判定し、入所措置を決定する制度となっており、この点が特別養護老人ホームとの大きな違いである。移譲後においては、島原市において緊急に措置する必要があるような場合には十分な配慮をしていただくような項目を協定書に入れたと考えている。

このほか、備品等の取り扱い、移転後の土地、建物の利活用方法等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

予算審査特別委員会

付託された議案一件を審査しました。

○第六十三号議案 平成二十七年年度島原市一般会計補正予算（第四号）

歳入歳出それぞれ二億三千九百五十九万六千円を追加し、予算の総額を二百三十八億七千七百一十九千円とするもの。

〔質疑〕これまで保育園に交付されていた各種補助金が、新制度により給付費として一元化された形で交付されることになると思う。それぞれの項目で、目的に沿った使われ方をしているのかをどのように

チェックするのか。

〔答弁〕それぞれの加算項目ごとに、従来の補助金と同じように市に申請してもらい、職員が不足していないか、加算に該当するかどうかなどをそれぞれチェックすることになっている。また、保育所については、県の指導監査において、給付費が目的に沿った使われ方をしているかなどのチェックも行うので、給付費は適正に使用されるものと考えている。

〔質疑〕勤勉手当の予算が減額されているが、勤勉手当の支給率は、能力や仕事量によって変わるのか。

〔答弁〕人事評価で課長以上の管理職については、差をつけて支給をしている状況である。平成二十八年度から地方公務員法の改正に基づき、昇任や給与に反映させる人事評価制度を導入するようになるため、平成二十八年度以降は、その評価により勤勉手当を支給していく形になると思う。

このほか、保育所等整備交付金事業費補助金、社会福祉法人の監査体制、農業振興経費、高規格道路の進捗状況、農地等災害復旧事業補助金等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

12月定例会付議事件

事 件 名	議決結果
第47号議案 平成26年度島原市一般会計歳入歳出決算	認 定
第56号議案 島原市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第57号議案 島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第58号議案 島原市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例	原案可決
第59号議案 財産の無償貸付について	原案可決
第60号議案 島原地域広域市町村圏組合規約の変更について	原案可決
第61号議案 公の施設の指定管理者の指定について（島原城）	原案可決
第62号議案 公の施設の指定管理者の指定について（ゆとろぎの湯）	原案可決
第63号議案 平成27年度島原市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
第64号議案 訴訟上の和解について	原案可決
第65号議案 訴えの提起について	原案可決
第66号議案 島原市公平委員会委員の選任について（林 敏明氏）	同 意
第67号議案 島原市公平委員会委員の選任について（横山祐市氏）	同 意
議第3号議案 義務教育諸問題における適正な教職員数の確保を求める意見書について	原案可決
議第4号議案 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備促進に関する意見書について	原案可決